

令和8年度

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負

# 閱 覧 図 書

## 添付書類

- 1 契約書(案)
  - 可分業務内訳書
  - 作業仕様書
  - 作業位置図
- 2 契約情報の公表様式
- 3 入札者注意書

京都大阪森林管理事務所

## 刈払業務請負契約書（案）

- 1 業務名 高台寺山国有林外境界線刈払業務請負
- 2 業務場所 京都府京都市 高台寺山国有林108い林小班外
- 3 業務量 境界線刈払 10.09 km
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から  
令和8年11月20日まで
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。))  
金 円也  
〔注〕 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条  
第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に  
基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。  
( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条は、別紙可分業務内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年5月26日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 野澤 智明 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 甲は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可 分 業 務 内 訳 書

森林事務所	業務内容	業務期間	記番	国有林	林小班	数量 (km)	備 考
東山	境界線刈払	令和8年 8月17日 ～ 令和8年 11月20日	1	高台寺山	108い、ろ、は	0.28	境界点4号～19号
			2	高台寺山	108に、へ1、へ2、 ほ2、109い、ろ、は	1.10	境界点45号～86号
			3	高台寺山	111ろ3、に、ほ	0.20	境界点121号～134号
			4	高台寺山	112ろ1、ろ2	0.38	境界点14号～21-1号～24号
			5	高台寺山	112に1	0.25	3号飛地全周
			6	高台寺山	111か、112に1、い2	0.35	境界点44号～48号、41号～335号
			7	高台寺山	112に2	0.22	4、5号飛地全周
			8	高台寺山	112は	0.45	境界点44号～55号、273-3号～ 273-14号
			9	阿弥陀ヶ峯	113た1、た2	0.29	9号飛地全周
			10	阿弥陀ヶ峯	113ち1、よ	0.19	境界点162号～175号、1号～184 号
			11	桃山	126い	0.42	126い林小班全周
			12	桃山	126ろ	0.51	126ろ林小班全周
			13	折居	503は1、ろ	0.31	境界点19号～33号
			14	折居	503は2、は3、ほ1、 ほ2、と	0.83	境界点41号～71号
			15	折居	503ち	0.14	境界点68号～201-1号
			16	安祥寺山	20つ、な	0.07	境界点1イ号～3号、565号～567 号
			17	地藏院	43に	0.16	境界点18号～22号
			18	山吹山	521い2	0.17	境界点141号～149号
小 計						6.32	
上賀茂	境界線刈払	令和8年 8月17日 ～ 令和8年 11月20日	1	貴船山	6へ、と、イ	0.38	境界点24号～48号
			2	神山	10は、11い1	0.62	境界点1号～905号
			3	神山	12に、と	1.12	境界点638号～674号、10号～598 -18号
			4	神山	12い、ろ	0.44	境界点714号～740号
			5	神山	11い1、は	0.14	境界点793号～798号
			6	神山	12い	0.14	境界点760号～766号
			7	神山	12ほ、へ、と	0.26	境界点563号～593号
			8	住吉山	34と	0.17	境界点122号～125号 3号飛地境界点5号～12号～1号
			9	住吉山	34と	0.13	1号飛地境界点1号～3号 2号飛地境界点3号～11号
			10	衣笠山	121い	0.37	境界点69イ号～16号
小 計						3.77	
境界線刈払 計						10.09	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 4 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

## 境界線刈払仕様書

### (総則)

- 1 本業務実施に当たっては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。
- 2 本業務は、本仕様書、図面及び、造林事業請負標準仕様書に基づき行うことを基本とし、疑義あるときは、監督職員の判定・指示によるものとする。
- 3 業務実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
- 4 業務地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。
- 5 本業務終了に際しては、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。

### (境界線等の標示)

- 6 境界線(境界標の中心点を結んだ線)の刈払い箇所は、契約した図面に図示、又は現地において指示した箇所とする。

### (刈払いの要領)

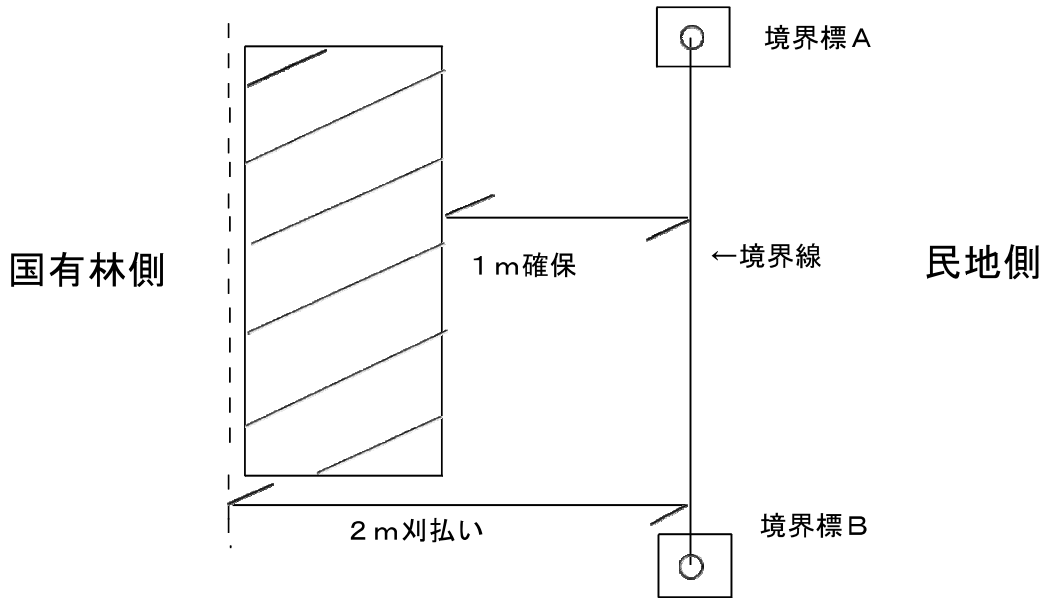
- 7 刈払いに当たっては、境界標の保全に努めること。
- 8 刈払いに当たっては、国有林の境界線を確認の上、境界線から国有林側に幅1mの刈払い(雑草、かん木等)を基本とする。  
なお、住吉山国有林(上賀茂部内 記番8、9)及び衣笠山国有林(上賀茂部内 記番10)については、境界線から国有林側に幅2mの刈払い(雑草、かん木等)を行う(平面図・横断図参照)。
- 9 刈払いの高さは地際を基本とする。工作物等により刈払の高さを地際にできない箇所については、監督職員の指示を受けること。
- 10 地形の制約等により、刈払いが困難な場合は、監督職員の指示を受けること。雑草・かん木の処理は造林木の成長や私有地側に支障とならないように行うこと。また、傾斜地に処理する場合は転落防止等の措置を講ずること。
- 11 かん木が大径の場合(胸高直径おおむね10cm以上)や民家等に接する傾斜木及び枯損木についても処理を行うこと。
- 12 伐倒を行う際は安全な方向に伐倒し、民家や歩道等への伐倒は避けること。また、必要に応じてチルホール等を使用して作業を行うこと。
- 13 伐倒木は、かかり木とならないよう措置を講じること。
- 14 刈払い箇所周辺の状況を考慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。
- 15 必要に応じて石等の飛散防止措置を講ずること。

### (その他)

- 16 作業車両等の駐車場所については、事前に監督職員と調整すること。
- 17 作業地周辺の住民に作業内容等を事前説明する必要があるときは、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- 18 作業内容により道路占有許可を得る必要がある場合は、法令に従い許可を得ること。
- 19 請負者は請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。
- 20 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

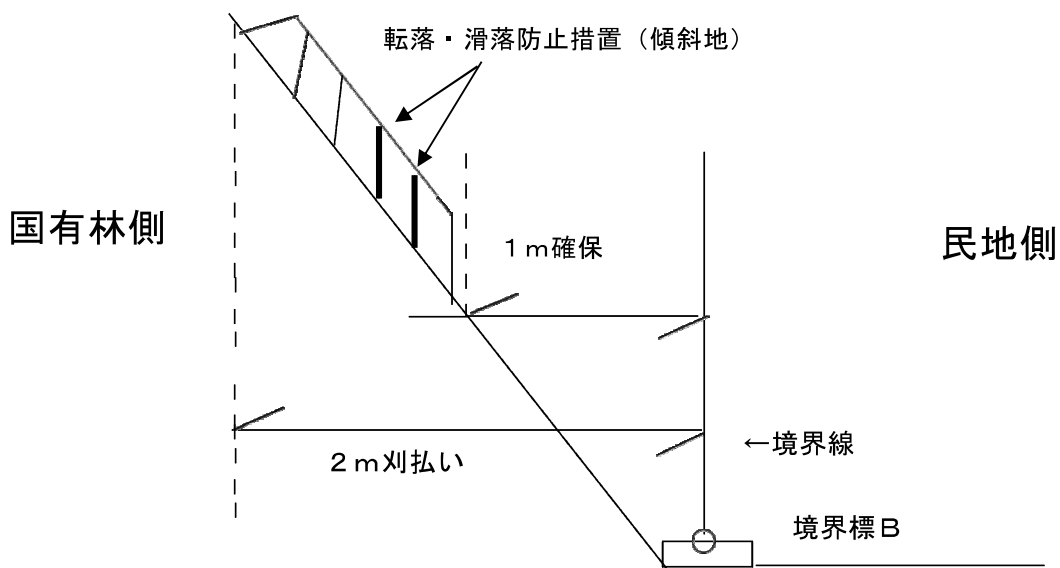
平面図（模式図）

雑草・かん木の集積区域



横断図（模式図）

雑草・かん木の集積区域



## 特記仕様書

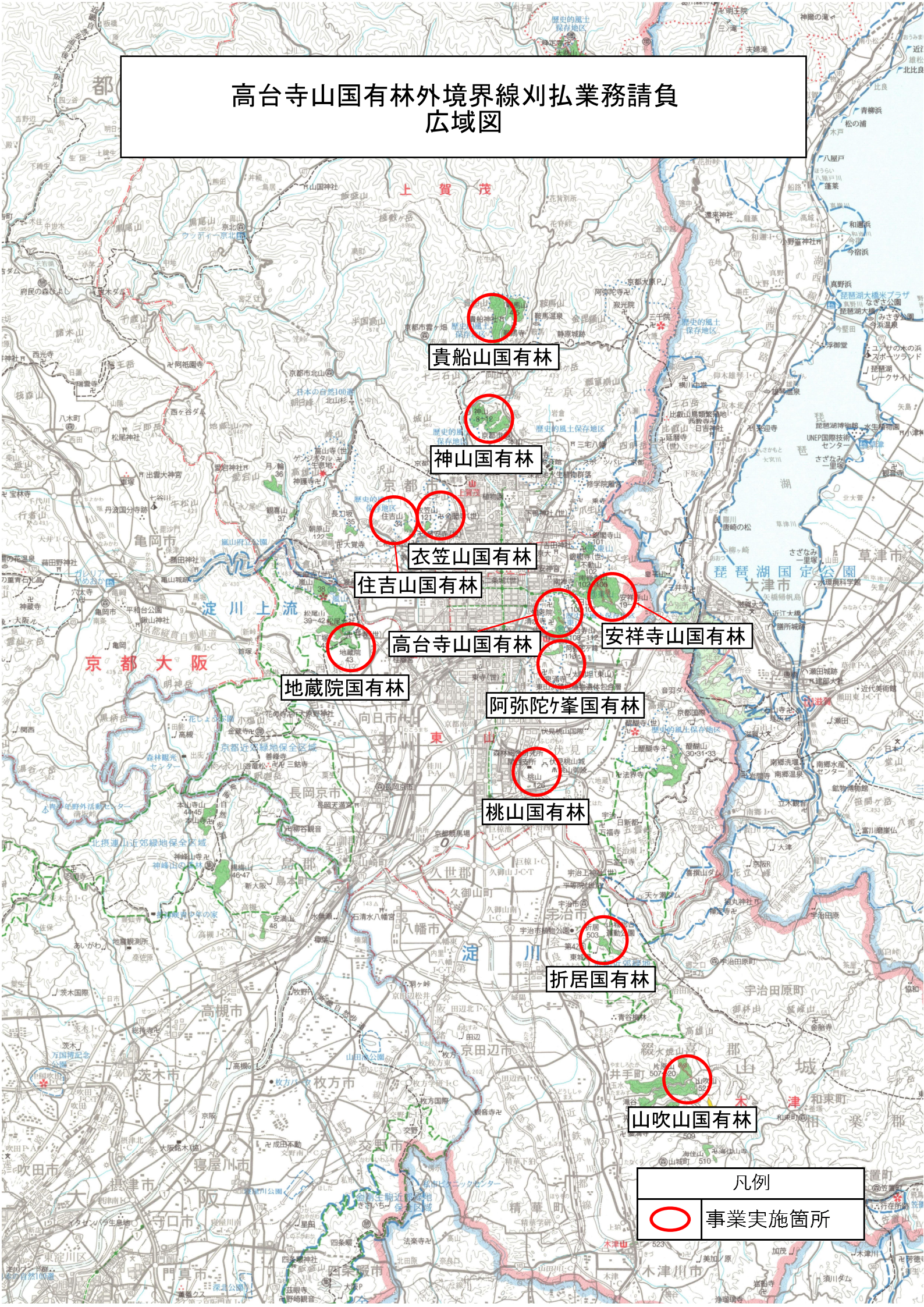
- 1 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A4サイズの工事用アルバムも可能とする。

なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A4サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実施経過が理解できるよう努めること

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

# 高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 広域図



貴船山国有林

神山国有林

衣笠山国有林

住吉山国有林

高台寺山国有林

安祥寺山国有林

地蔵院国有林

阿弥陀ヶ峯国有林

桃山国有林

折居国有林

山吹山国有林

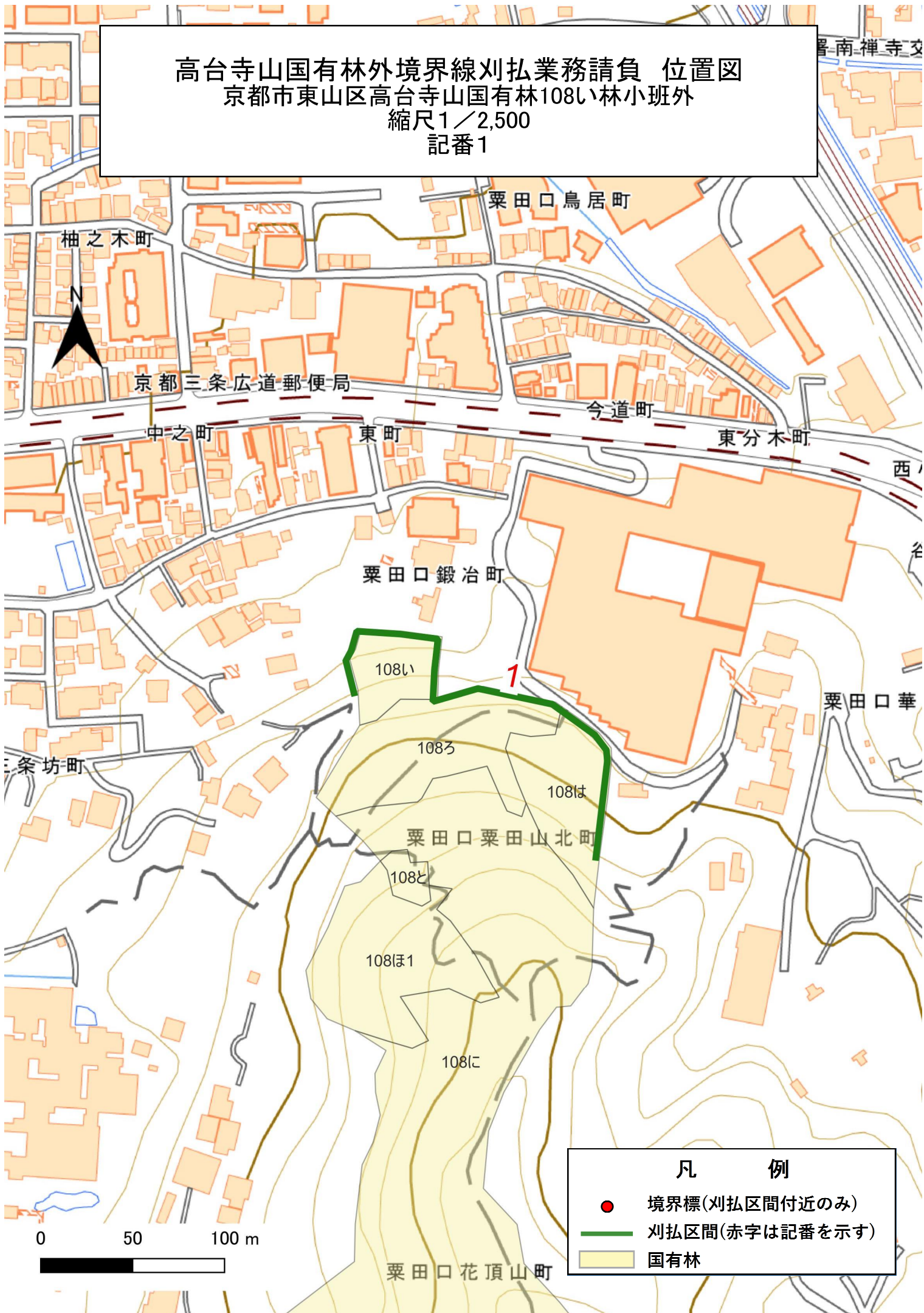
凡例



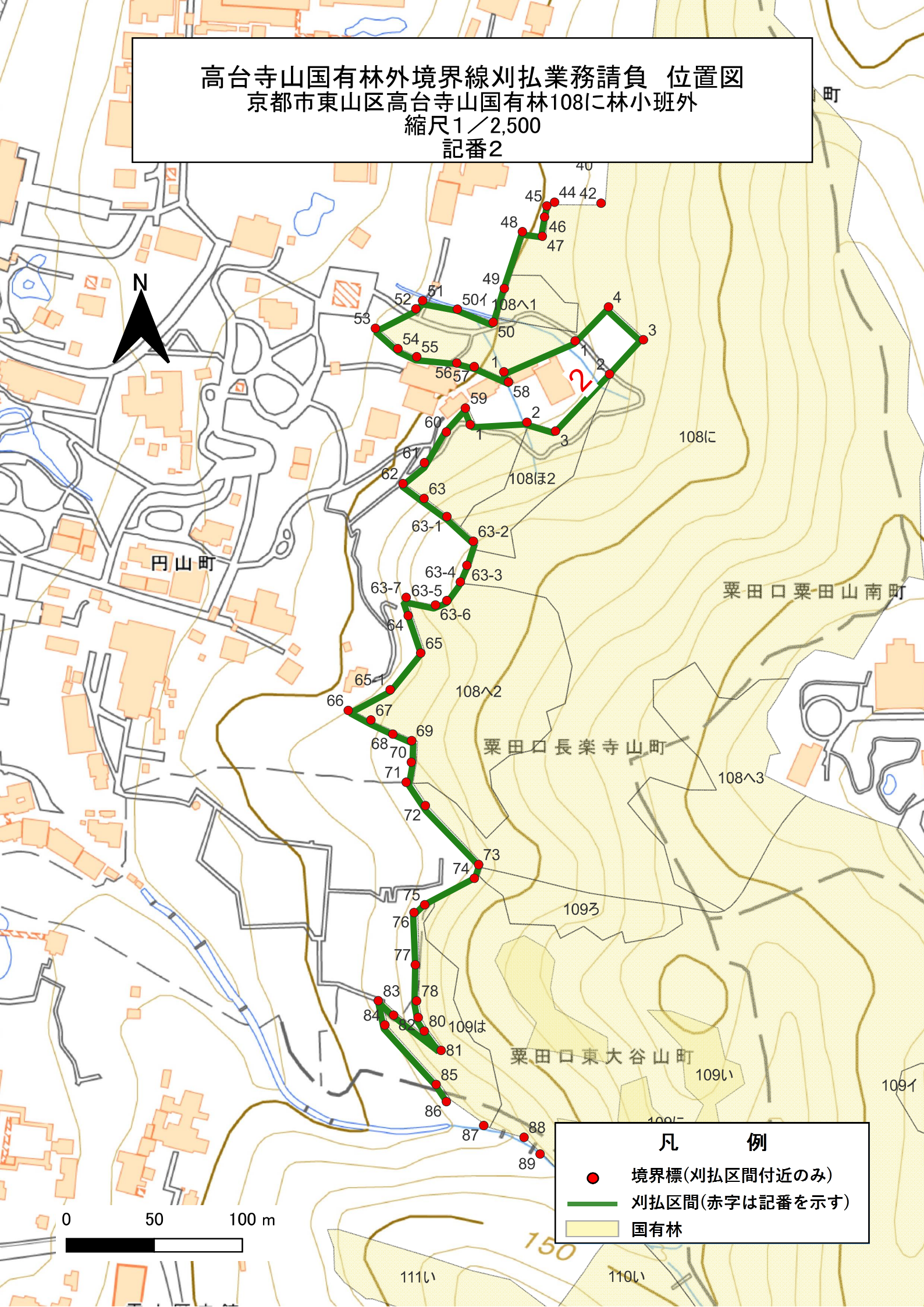
事業実施箇所



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
京都市東山区高台寺山国有林108い林小班外  
縮尺1/2,500  
記番1

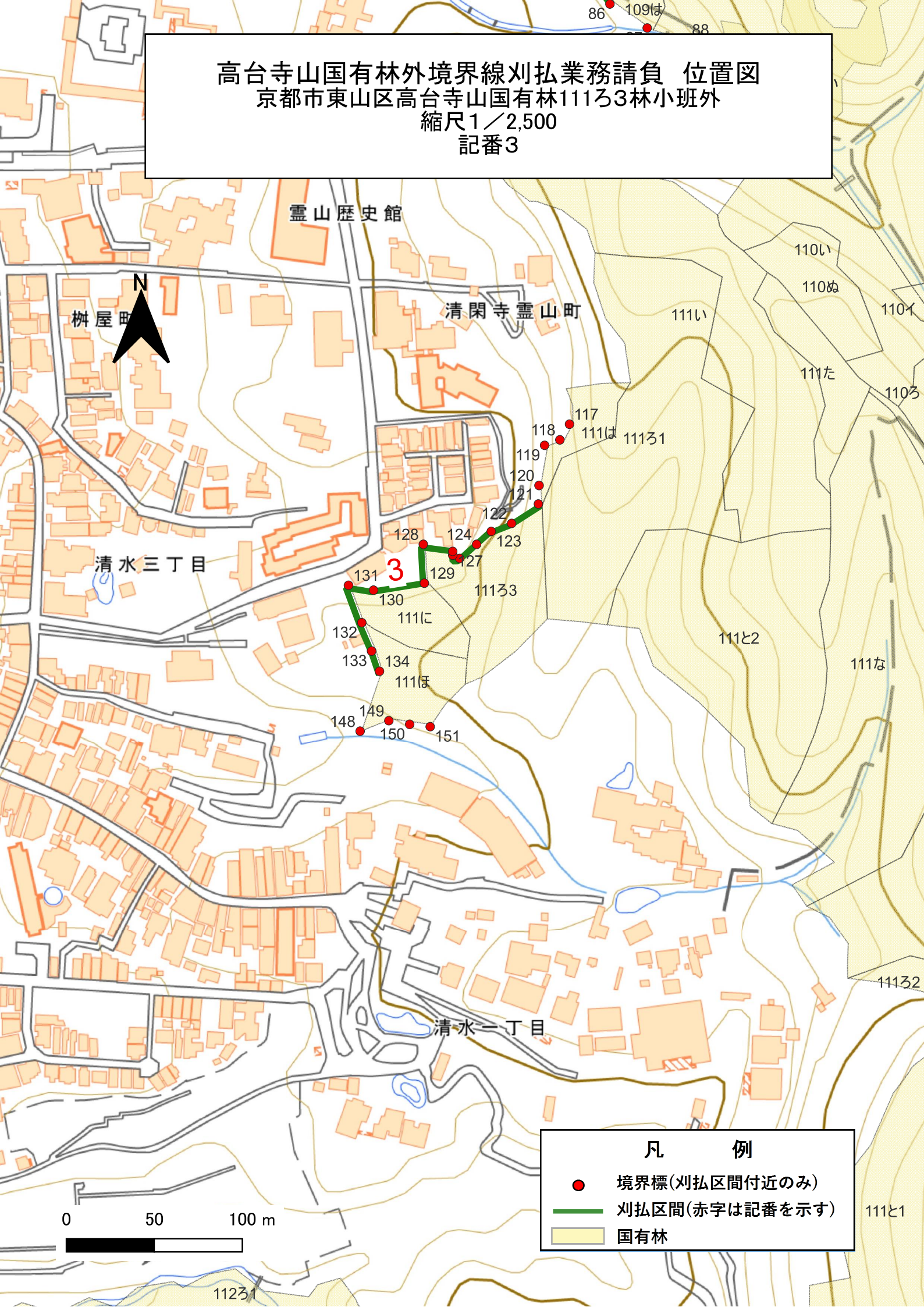


高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
 京都市東山区高台寺山国有林108に林小班外  
 縮尺1/2,500  
 記番2



- 凡 例
- 境界標(刈払区間付近のみ)
  - 刈払区間(赤字は記番を示す)
  - 国有林

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
 京都市東山区高台寺山国有林111ろ3林小班外  
 縮尺1/2,500  
 記番3



栴屋町

霊山歴史館

清閑寺霊山町

清水三丁目

清水一丁目

凡 例

- 境界標(刈払区間付近のみ)
- 刈払区間(赤字は記番を示す)
- 国有林

0 50 100 m



11231

111と1

11132

111な

111と2

11133

128

131

148

124

127

129

130

111に

132

133

134

111ほ

149

150

151

122

123

121

120

119

118

117

111は

11131

111い

110い

110ぬ

110イ

111た

110ろ

86

109は

88

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
 京都市東山区高台寺山国有林112ろ1林小班外  
 縮尺1/2,500  
 記番4~9



署渋谷交番  
 上馬町

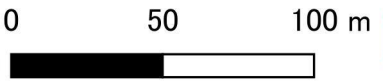
清閑寺下山町

清閑寺池田町

清閑寺山ノ内町

凡 例

- 境界標(刈払区間付近のみ)
- 刈払区間(赤字は記番を示す)
- 国有林



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
 京都市東山区阿弥陀ヶ峯国有林113ち1林小班外  
 縮尺1/2,500  
 記番10

弥陀ヶ峯

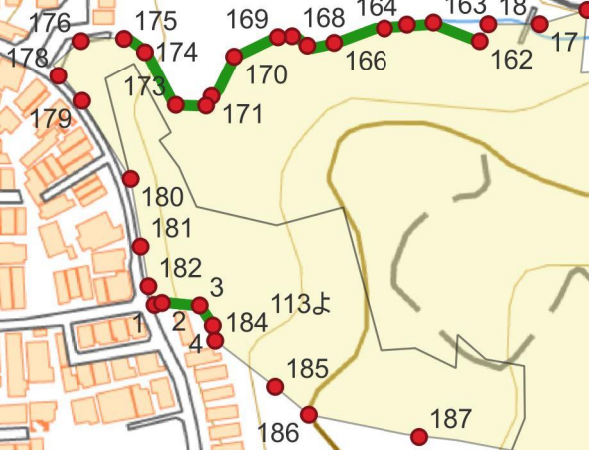


今熊野日吉町

今熊野南日吉町

東山トンネル

10



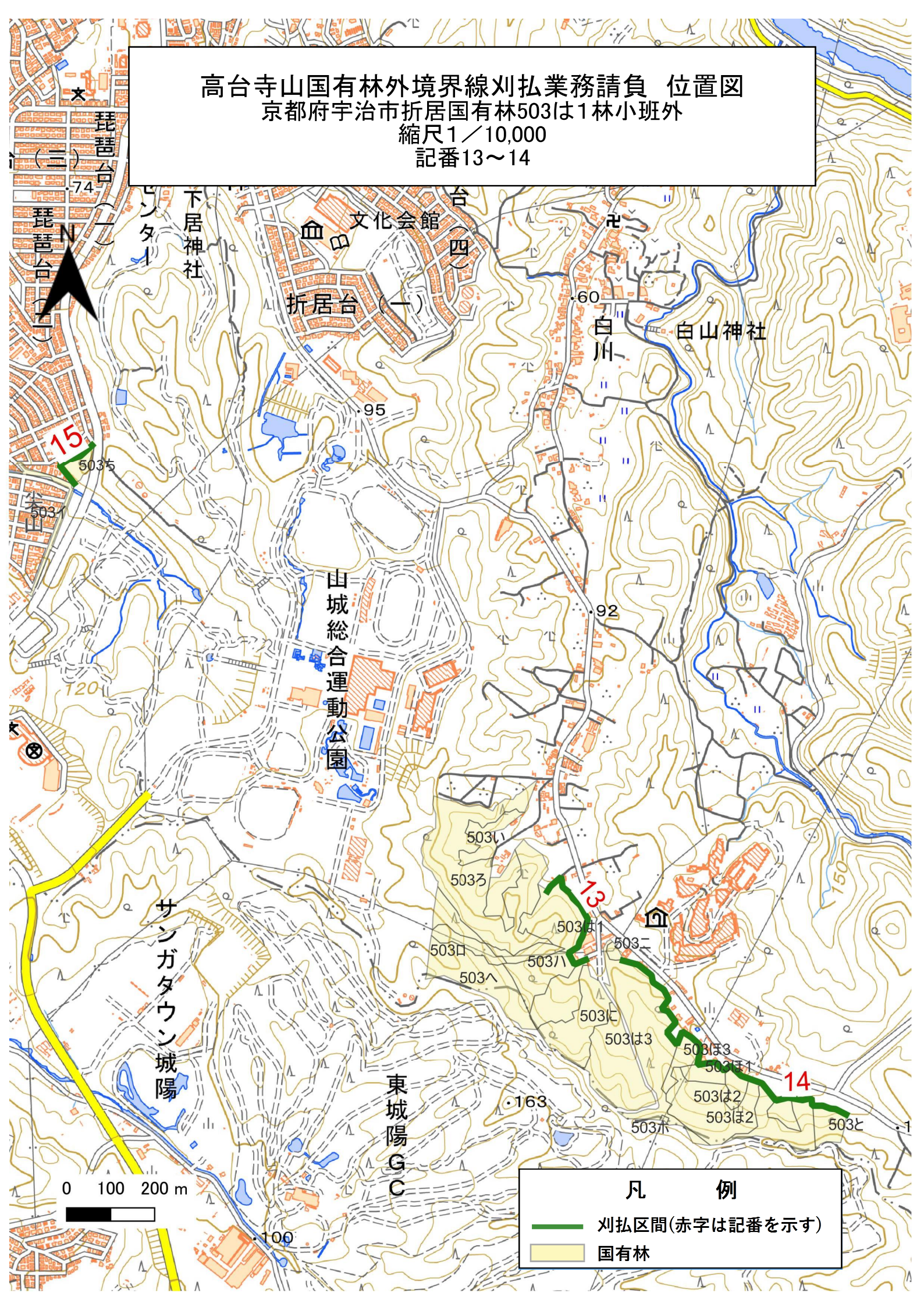
凡 例	
<span style="color: red;">●</span>	境界標(刈払区間付近のみ)
<span style="color: green;">—</span>	刈払区間(赤字は記番を示す)
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	国有林

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
京都市伏見区桃山国有林126い、林小班外  
縮尺1/10,000  
記番11、12





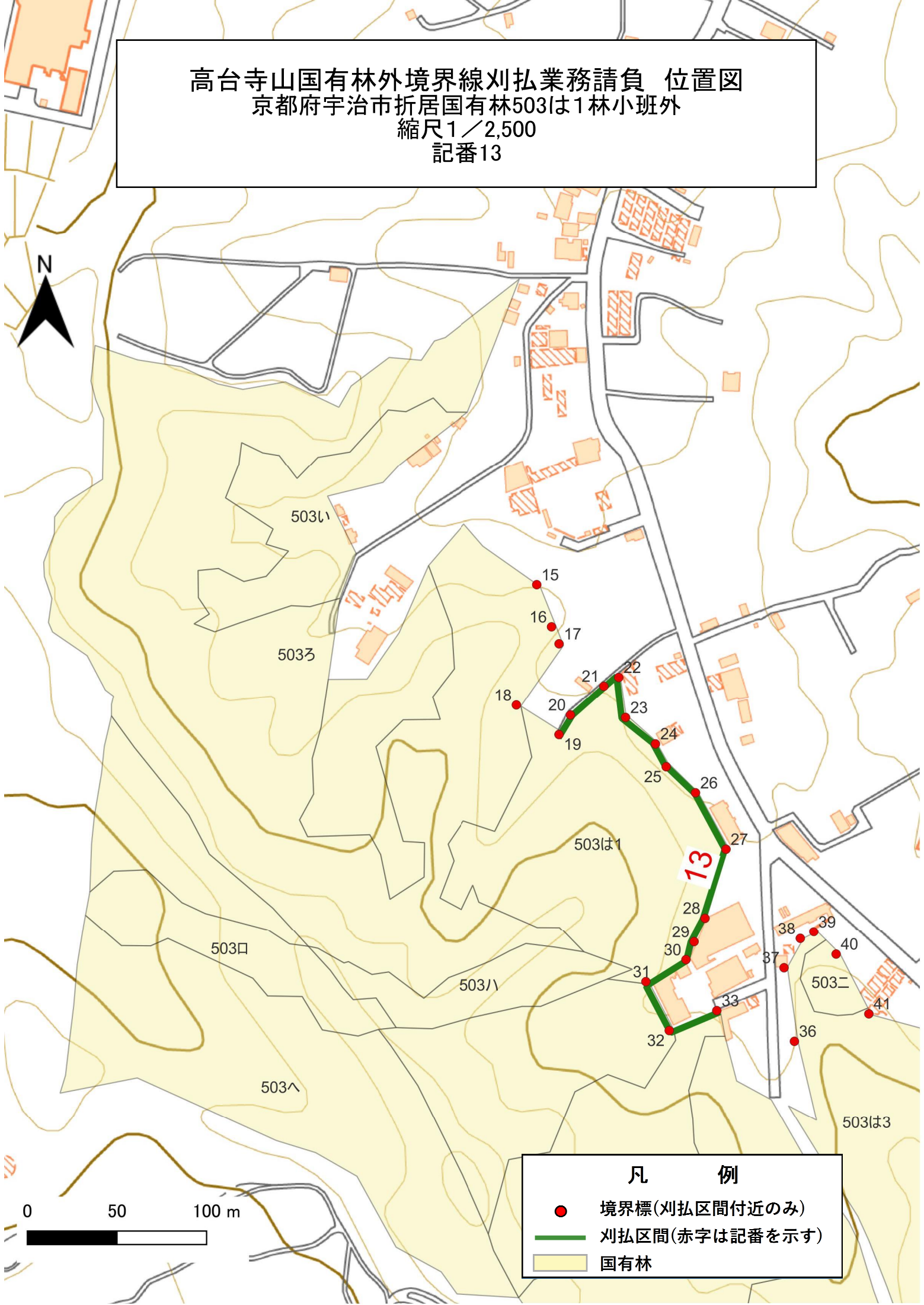
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
 京都府宇治市折居国有林503は1林小班外  
 縮尺1/10,000  
 記番13~14



凡 例

- 刈払区間(赤字は記番を示す)
- 国有林

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図  
京都府宇治市折居国有林503は1林小班外  
縮尺1/2,500  
記番13



凡 例

- 境界標(刈払区間付近のみ)
- 刈払区間(赤字は記番を示す)
- 国有林